

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立幼稚園保育料条例（平成２６年１２月世田谷区条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第１条中「終了後」を「開始前若しくは終了後又は教育課程に係る教育活動を行う日以外の日」に改める。

第２条第１項第２号中「４歳」を「別表に定める区立幼稚園ごとの年齢」に改める。

第４条及び第５条を次のように改める。

（預かり保育料）

第４条 預かり保育を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、利用時間に応じた預かり保育料を世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）に支払わなければならない。

２ 預かり保育料の額は、１人当たり利用時間１時間（１日の利用時間の合計に１時間に満たない端数があるときは、これを１時間とする。）につき１００円とする。

（保育料等の額の決定等）

第５条 委員会は、保育料の額を決定し、又は預かり保育料の額を決定し、若しくは変更したときは、区立幼稚園を利用する教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者に対し、その旨を通知するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第２条関係）

校名	年齢
世田谷区立給田幼稚園	４歳
世田谷区立砧幼稚園	
世田谷区立八幡山幼稚園	
世田谷区立さくらのおか幼稚園	３歳
世田谷区立たまがわのもり幼稚園	

附 則

１ この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２ この条例による改正後の世田谷区立幼稚園保育料条例の規定は、施行日以後の預

かり保育料（同条例第 1 条に規定する預かり保育料をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前の預かり保育料については、なお従前の例による。